

固定資産の管理の不備

対象受験機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
公益財団法人 大阪産業振興機構	固定資産の実査を実施した証跡が残されていなかった。また、固定資産の実査についてルールが整備されていなかった。	<p>固定資産の実査が適切に行われない場合には、固定資産の紛失や遊休などの状況を適時に認識できなくなる懸念がある。</p> <p>固定資産台帳と現在の状況との乖離が生じることのないよう、団体の実態に合った固定資産実査の方法を検討し、計画的かつ適切な固定資産実査を実施されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【固定資産管理規則】 (実査)</p> <p>第20条 使用責任者は、当該使用責任者が管理する固定資産について、毎事業年度内に当該固定資産実査を行い、その管理状況の適否及び帳簿記録の正否を実地に確かめなければならない。</p> </div>	固定資産の確認については、固定資産台帳の作成・更新時に確認を行っていたが、今後より適正な事務執行に努めるため、固定資産の実査マニュアルを作成し、実査の証跡が明らかとなるように改善した。